

安曇野市

概要版

老人福祉計画

及び

第8期介護保険事業計画

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度



この計画は、高齢者の福祉及び介護に関する総合的な計画として、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間として策定したものです。

なお、この計画は、成年後見制度利用促進計画を兼ねています。

令和3（2021）年3月

安曇野市

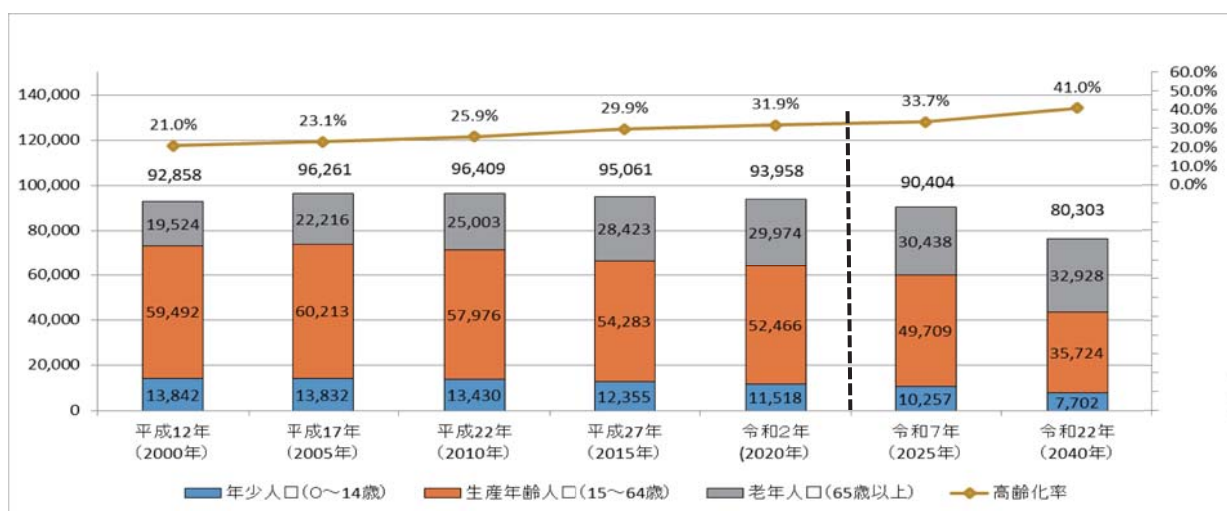
1 策定の趣旨

この計画では、団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年を視野に、地域包括ケアシステムの整備、さらに現役世代が急減する令和 22（2040）年の双方を念頭に、介護サービスの充実と高齢者を支える地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図ります。

2 高齢者を取り巻く状況

(1) 人口の状況と推計

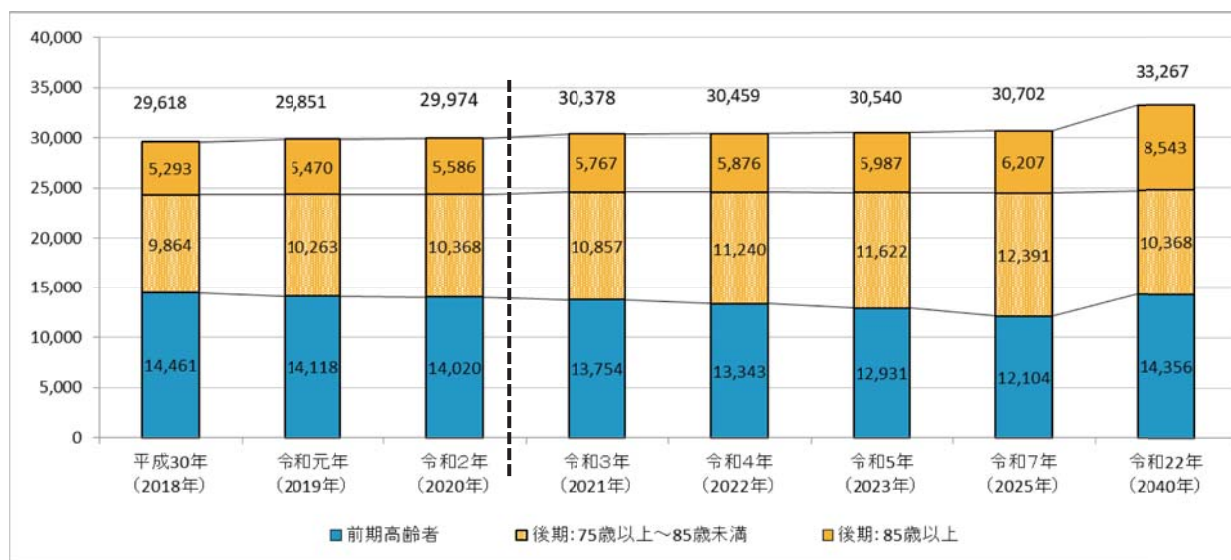
市の総人口は、令和7（2025）年には、90,404 人、令和 22（2040）年には、80,303 人になる見込みです。



出典：実績値は、平成27年国勢調査及び毎月人口異動調査（令和2年は4月1日現在、それ以外は10月1日現在）、推計値は、国立社会保障・人口問題研究所より抜粋。なお、実績値が住民基本台帳数値と乖離していますが、推計値が平成27年国勢調査の確定値を起点としている事から、用いる統計を揃えています。

(2) 高齢者の状況と推計

市の高齢者人口は、令和 22（2040）年まで、年間100人程度の増加を続け、また高齢者の内、後期高齢者の割合が増え、令和7（2025）年には、61%となる見込みです。



出典：実績値は、毎月人口異動調査、推計値は、厚生労働省による国立社会保障・人口問題研究所の推計からの補正データ

(3) 要支援・要介護認定者等の状況と推計

市の要支援・要介護認定者の総数は、令和2(2020)年は5,403人、認定率(第1号被保険者に占める認定者数の割合)は、17.5%となっています。第7期期間の認定率は、高齢者数が増加し、上昇しています。

第8期期間は、高齢者数のうち後期高齢者の増加により、認定率は上昇する見込みです。令和7(2025)年には5,966人となり、認定率は19.1%、さらに令和22(2040)年には、7,203人となり、認定率は21.4%となる見込みです。



出典:令和2年度までは介護保険事業状況報告(9月月報)

3 市が目指す2025年及び2040年の将来像

市では、令和7(2025)年及び令和22(2040)年に高齢者が、地域のつながりの中で自分らしく生活している姿を、2025年及び2040年の将来像として示し、その実現に向けて施策を展開していきます。

2025年及び2040年の将来像

- 1 高齢者が、健康長寿に向けて介護予防・健康づくりの必要性を感じ、積極的に活動をしている。
- 2 高齢者が、地域の中で自分の有する能力を発揮して、役割をもって活動をしている。
- 3 高齢者が、地域のつながりの中で世代を超えて支え合うことで、自立した生活をおくることができている。
- 4 高齢者が、介護が必要になっても住み慣れた地域や望む場所で安心して生活できるよう、医療・介護における必要なサービスの提供が受けられている。
- 5 高齢者が、自分の意思で選択ができ、人生の最期まで自分らしい生活をおくることができている。

重点方針

- 1 高齢者の社会参加と生活支援サービス等の充実
- 2 高齢者の権利擁護の推進
- 3 高齢者を支える地域包括支援体制の充実
- 4 介護給付適正化の推進による介護保険サービスの適切な運営

4 基本目標・施策の体系

(1) 基本目標

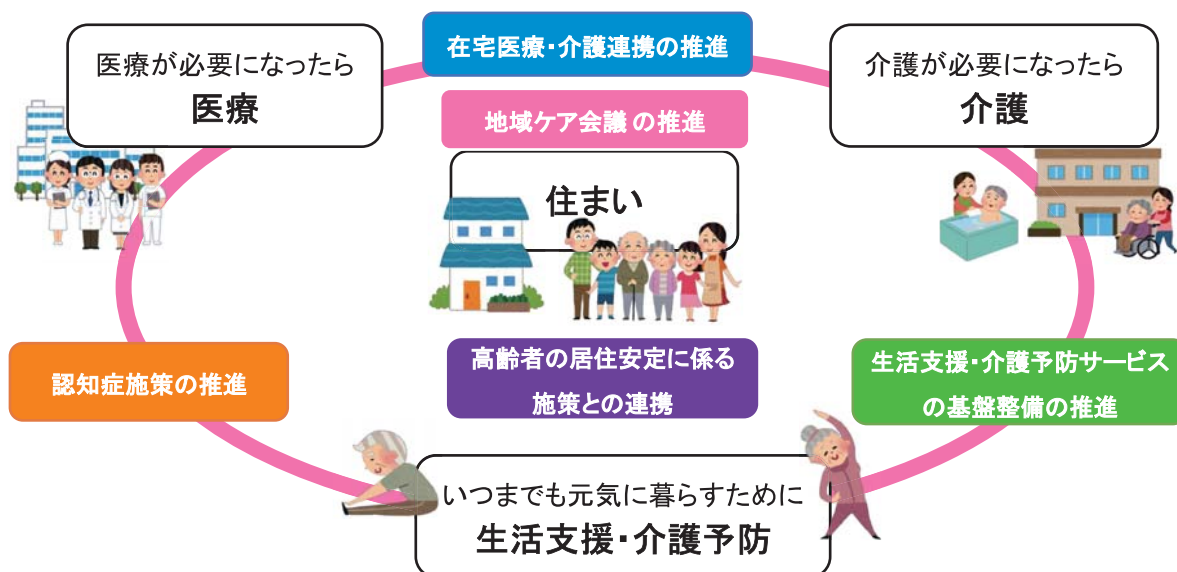
重点方針を踏まえた計画の基本目標を以下のとおり定めます。

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らすことができる地域社会を目指し、「安曇野市地域包括ケアシステム」を構築する

(2) 施策の体系

基本目標	重点方針	施策の展開
<p>高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らすことができる地域社会を目指し、「安曇野市地域包括ケアシステム」を構築する</p>	<p>1 高齢者の社会参加と生活支援サービスの充実</p>	<p>(1) 生きがいづくりと社会参加支援 (2) 在宅福祉サービス (3) 施設福祉サービス</p>
	<p>2 高齢者の権利擁護の推進</p>	<p>(1) 高齢者虐待の防止【新規・拡充】 (2) 消費者被害の防止【新規・拡充】 (3) 成年後見制度の利用促進(成年後見制度利用促進基本計画)【新規・拡充】</p>
	<p>3 高齢者を支える地域包括支援体制の充実</p>	<p>(1) フレイル対策の推進【新規・拡充】 (2) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進 (3) 在宅医療・介護連携の推進 (4) 認知症施策の推進【新規・拡充】 (5) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 (6) 地域ケア会議の推進 (7) 高齢者の居住安定に係る施策との連携</p>
	<p>4 介護給付適正化の推進による介護保険サービスの適切な運営</p>	<p>(1) 介護給付適正化の推進(介護給付適正化計画) (2) 介護サービスの質の向上及び指導監査 (3) 地域包括支援センターの設置及び適切な運営 (4) 介護サービス等の情報公開と円滑な提供 (5) 介護人材確保及び資質の向上【新規・拡充】 (6) 災害対策【新規・拡充】 (7) 感染症対策【新規・拡充】</p>

【安曇野市地域包括ケア構成図】



重点方針1 高齢者の社会参加と生活支援サービスの充実

● 生きがいづくりと社会参加支援

いつまでも元気に暮らすために、老人クラブ支援、自主活動等を行う団体への補助、生涯学習・生涯スポーツの推進、退職後も社会の中で活動できるよう、今までの知識や経験を生かした就業の場確保の取組等を進めます。

● 生活支援サービスの充実

住み慣れた地域で安心した生活を送ることができる、生活支援、介護者支援、住宅環境の整備など、一人ひとりにあった支援を推進するとともに、高齢者へのサービス拠点となる福祉施設の基盤整備を図ります。

重点方針2 高齢者の権利擁護の推進

● 高齢者虐待の防止

地域包括支援センターをはじめとした保健・医療・福祉との関係機関等との連携をし、広報・普及啓発、ネットワーク構築、行政機関連携、相談支援に取り組みます。

● 消費者被害の防止

消費者の保護と消費生活の安定及び向上を図るため、消費生活センター等の関係機関や地域との連携を図り、消費者被害の未然防止、被害の早期解決に努めます。

● 成年後見制度の利用促進(成年後見制度利用促進計画)

2市5村(松本市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村)と成年後見支援センターかけはしが地域連携ネットワークの中核機関となり、成年後見制度の支援体制を構築します。

重点方針3 高齢者を支える地域包括支援体制の充実

● フレイル対策の推進

フレイルを意識した健康維持のための取組が地域全体で進むよう、フレイルの概念と対策の重要性について、市民に対して普及啓発を行います。

● 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

住民が主体的に行う介護予防活動の拡大と拡充を支援し、地域づくりも踏まえた介護予防をより推進するとともに、リハビリテーション専門職等を活用した事業を位置づけ、介護予防・重度化予防の更なる充実を図ります。

● 在宅医療・介護連携の推進

「安曇野市在宅医療連携推進協議会」と「ワーキンググループ」の活動を中心に、医師会・歯科医師会・薬剤師会・介護保険事業所等関係団体と連携を図りながら、相談支援、普及啓発など取組を進めます。

● 認知症施策の推進

認知症施策推進大綱の基本的な考え、「認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく」を踏まえ、認知症サポーターの養成と活用、認知症バリアフリーの推進、認知症地域支援推進員の活動や認知症初期集中支援チームの運営・活用などの取組を進めます。

● 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

生活支援コーディネーター・協議体の活動により、高齢者の生きがいや介護予防につながる社会参加を進めるとともに、地域における課題に対して、既存事業を活用しつつ、多様な主体が連携・協力して支援することで、必要とされる活動やサービスが確保される地域づくりを進めます。

● 地域ケア会議の推進

安曇野市地域ケア会議体制に基づき、それぞれの会議体制における機能を強化するとともに、医療・介護・福祉・地域などの関係者及び協議体との連携を推進し、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備に向けた取組を推進します。

● 高齢者の居住安定に係る施策との連携

自宅で安心して住み続けられるよう持ち家の住宅改修支援を行うとともに、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向けの住まいが、ニーズに応じて適切に供給され、これらの住まいで入居者が安心して暮らすことができるよう長野県との情報連携を強化します。

重点方針4 介護給付適正化の推進による介護保険サービスの適切な運営

● 介護給付適正化の推進（介護給付適正化計画）

介護給付適正化事業は、介護支援専門員の資質向上を図るケアプランの点検を中心に、要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との実合を実施し、適正化をより一層進めます。

● 介護サービスの質の向上及び指導監査

介護サービスの質の確保及び介護給付の適正化を目的として、県と連携しつつ介護保険サービス事業所等に対して実地指導及び集団指導を行うとともに、介護サービスに関する不安、疑問、要望などを聞き、より良いサービスを行えるようサービス事業所や行政との橋渡しを行う介護サービス相談員の事業を実施します。

● 地域包括支援センターの設置及び適切な運営

「第1号介護予防支援事業」「総合相談支援業務」「権利擁護業務」「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（地域ケア会議の実施含む）」の基本4業務を実施するとともに、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築を進め、日常生活圏域ごとにセンター設置または人員配置等による体制強化を検討します。

● **介護人材確保及び資質の向上**

地域で高齢者を支える質の高い介護人材を安定的に確保するために、国、長野県と連携し、人材確保を進めるとともに、ICT 等の導入による業務効率化を図るための取組や、介護保険事業所連絡協議会における会員相互の情報交換、連絡調整等から職員の質の向上を図る研究・研修を支援することで、介護人材の定着を図ります。

● **災害対策**

防災担当課、長野県、関係機関等と連携し、災害時に必要な物資を確保できるような体制を整備し、介護サービス事業所等に対しては防災対策についての周知啓発を行います。

● **感染症対策**

介護保険サービス事業所等に対しては、長野県や関係機関と連携をとるとともに、実地指導等を活用し運営基準等により定められている感染症等の発生またはまん延防止対策が行われているかの確認を行います。

5 計画期間中の施設整備

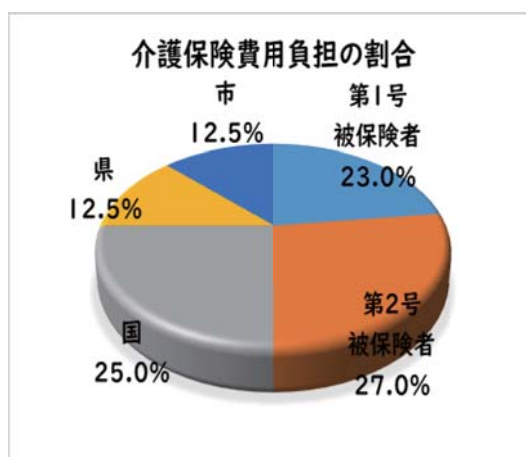
サービス名	整備地域	床(人)数の上限	開設時期	備考
認知症対応型共同生活介護	市内	18	R6.4	
介護老人福祉施設		14	R4.4	増床(転換)
特定施設入居者生活介護【混合型】		40	R6.4	新設(転換)

6 介護サービス見込み量と保険料

介護保険の事業費用は、公費(国、県、市)と、第1号被保険者(65歳以上)及び第2号被保険者(40歳～64歳)の保険料収入で賄っています。

市の第8期計画中の3年間で必要となる費用(標準給付費等)は約301億円を見込みました。この額等より、第8期の第1号被保険者の保険料基準額を月額5,800円と設定いたしました。

なお、現在の給付費の伸びの状況等から単純に令和7(2025)年度の費用等を見込むと、約107億円、保険料の基準額は6,202円となります。さらに、令和22(2040)年度の費用等を見込むと、約127億円、保険料の基準額は8,200円となります。



【安曇野市の標準給付費等の見込み】

(円)

	第8期				令和7年度	令和22年度
	合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
計	30,140,131,639	9,888,307,627	10,045,858,724	10,205,965,288	10,718,417,395	12,716,893,433
標準給付費	28,776,971,639	9,445,030,627	9,592,610,724	9,739,330,288	10,231,862,451	12,065,316,509
地域支援事業費	1,363,160,000	443,277,000	453,248,000	466,635,000	486,554,944	651,576,924

7 安曇野市の介護保険料

第8期計画期間（令和3年度から令和5年度）

課税区分		段階区分	対象者の要件	年間保険料 (月額保険料)
世帯	本人			
市民税非課税	市民税非課税	第1段階 (基準額×0.3)	生活保護の受給者（※市民税課税の場合あり） 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	20,880円 (1,740円)
		第2段階 (基準額×0.5)	世帯全員が市民税非課税で、上記の段階以外の人で、 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人	34,800円 (2,900円)
		第3段階 (基準額×0.7)	世帯全員が市民税非課税で、上記の段階以外の人で、 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	48,720円 (4,060円)
		第4段階 (基準額×0.9)	世帯のどなたかに市民税が課税されていて、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	62,640円 (5,220円)
		第5段階 (基準額)	世帯のどなたかに市民税が課税されていて、本人は市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	69,600円 (5,800円)
市民税課税	市民税課税	第6段階 (基準額×1.2)	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が120万円未満の人	83,520円 (6,960円)
		第7段階 (基準額×1.3)	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	90,480円 (7,540円)
		第8段階 (基準額×1.5)	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	104,400円 (8,700円)
		第9段階 (基準額×1.7)	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	118,320円 (9,860円)
		第10段階 (基準額×1.8)	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	125,280円 (10,440円)
		第11段階 (基準額×1.9)	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	132,240円 (11,020円)
		第12段階 (基準額×2.0)	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が800万円以上の人	139,200円 (11,600円)

※1 第1～3段階については、公費（それぞれ0.2、0.15、0.05）投入後の乗率となります。

※2 第1～5段階の合計所得金額は、長期・短期譲渡所得に係る特別控除額及び年金収入に係る所得の控除後の額となります。また、給与所得が含まれている場合であって、①給与所得と年金収入に係る所得の双方がある者に対する所得金額調整控除の適用がある場合には、給与所得に所得金額調整控除の額を加えて得た額から10万円を控除、②上記①の所得金額調整控除の適用がない場合には、給与所得から10万円を控除して計算した額です。

※3 第6～12段階の合計所得金額は、長期・短期譲渡所得に係る特別控除額の控除後の額となります。また、給与所得又は年金収入に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び年金収入に係る所得の合計額から10万円を控除して計算した額です。

発行：安曇野市（福祉部長寿社会課・保健医療部介護保険課）

住所：〒399-8281 長野県安曇野市豊科6000番地

電話：0263-71-2472 Fax：0263-71-2503

第8期介護保険事業計画

検索